

転出

川崎市から市外への引越しに関する主な手続

転出に伴って必要な手続の例

①～③で示す例は概要です。詳細は以下の表からご確認ください。

また、対象者が少ない手続等は一覧表に掲載されていない場合がありますので、担当窓口にお問い合わせください。

①転出届について

現在お住まいの区の区役所へ転出届を提出する場合は、マイナンバーカードがあればオンラインで申請が可能です。また、お住まいの区の区役所窓口にお越しになる場合は、「ネットdeスマート」で事前入力すると便利です。

②印鑑登録について

川崎市外にお引越しの場合、転出届の提出により本市の印鑑登録は廃止となります。なお、転出証明書に記載されている転出予定日前であれば、各区役所区民課、支所区民センターで印鑑登録証明書の発行（印鑑登録証が必要）ができます。また、新たな住所で印鑑登録が必要となります。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/faq/250/0000125532.html>

③国民健康保険について

川崎市から転出される方の国民健康保険の資格喪失届出は、転出届と一緒に受け付けます。

住民票に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
転出届の提出	－	○
マイナンバーカードの住所変更：手続不要 （転入先での申請が必要です）	－	－
印鑑登録証の返却又は破棄	転出届を提出した後	－

保険年金に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
国民健康保険に関する手続	転出届を提出した後	○
後期高齢者医療に関する手続 (負担区分等証明書の提出(県外転出の場合))	転出届を提出した後	－
国民年金に関する手続	転出届を提出した後	－
介護保険に関する手続(受給資格証明書の発行)	転出届を提出した後	－

福祉サービスに関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
身体障害者手帳の住所変更	転出届を提出した後	－
療育手帳の住所変更	転出届を提出した後	－
特別障害者手当、障害児福祉手当等の変更届の提出	転出届を提出した後	－
特別児童扶養手当の住所変更	転出届を提出した後	－
神奈川県在宅重度障害者等に関する手続、住所変更	転出届を提出した後	－
川崎市在宅重度重複障害者等手当の消滅届	転出届を提出した後	－
水道料金・下水道使用料の基本料金の減免適用： 手続不要	－	－
自立支援医療(精神通院医療)の住所変更	転出届を提出した後	－
自立支援医療(更生医療)登録者情報の変更	転出届を提出した後	－
重度障害者医療費証の返却	転出届を提出した後	－
心身障害者扶養共済制度の登録者情報(書類郵送先) の変更(年金受給中の場合。加入継続の方は転入先での 申請が必要です)	転出届を提出した後	○
特定医療費(指定難病)助成の登録者情報の変更	転出届を提出した後	○

子どもに関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
市立小・中学校の転入学・就学手続 （在学証明書等の発行）	転出届を提出する前	－
児童手当：手続不要 （継続の場合は、転入先での申請が必要です）	－	－
小児医療費助成の変更（消滅）届	転出届を提出した後	○
乳幼児健康診査・妊婦健康診査等：手続不要	－	－
【幼稚園・認定こども園】子どものための教育・保育給付1号認定（教育標準時間認定）にかかる変更手続きについて 【幼稚園・認定こども園】幼児教育・保育の無償化の実施に伴う手続きについて	転出届を提出した後	○
養育医療の登録者情報等の住所変更	転出届を提出した後	－
小児慢性特定疾病医療費助成：手続不要	－	－
児童扶養手当の登録者情報等の変更	転出届を提出した後	－
ひとり親家庭等医療費助成の変更（消滅）届	転出届を提出した後	○

医療に関する手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
予防接種：手続不要 （川崎市の予診票は転出後使用できません）	－	－

その他の手続

制度名・手続名	届出可能なタイミング	オンライン申請
犬の登録事項（飼い主の住所・犬の所在地）の変更手続（転入先の制度については転入先の自治体にお問い合わせください。）	転出届を提出した後	○
原動機付自転車又は小型特殊自動車に関する手続	転出届を提出した後	○
固定資産税の住所（書類送付先）変更の手続	任意	○
納税管理人申告書に関する手続（海外へ出国される方）	転出届を提出した後	○
市営住宅の使用廃止等に関する手続	転出届を提出する前	－
就職・資格取得支援に関する受給者資格等の変更 ※ 高等職業訓練促進給付金 、 自立支援教育訓練給付金 など	転出届を提出した後	－
水道使用休止届	任意	○
ライフライン（電気・ガス・水道・電話・インターネットなど）	任意	○
粗大ごみの収集	※	○

※収集日の3日前（土・日及び12月31日～1月3日を除く）までにお申込みください。

収集日は月2回です。引越しや片付けなどで大量にごみが出る場合は、地域の生活環境事業所へ相談してください。

各区役所のご案内（各区のホームページにアクセスします。）

川崎区

幸区

中原区

高津区

宮前区

多摩区

麻生区